事務連絡 令和6年4月3日

各施設・事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局介護保険課 介護サービス担当課長

# 令和6年度介護報酬改定に伴う「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び 「業務継続計画策定の有無」の届出について

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出(以下、「加 算届」という。)の様式等につきましては、令和6年4月2日付で北九州市ホームペー ジに掲載したところです。

報酬算定のうち、「<u>高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」</u> <u>については、**届出がない場合、**令和6年4月1日から自動的に「1:減算型」とみなされます。</u>

これらの届出は、ほぼ全サービスが対象となることから、「高齢者虐待防止措置実施 の有無」及び「業務継続計画策定の有無」の届出についてのみ、通常の加算届とは異な る、簡易的な提出方法にて受付を行うこととしましたので、下記のとおりお知らせいた します(事業所単位だけでなく、法人単位で複数事業所分をまとめて申請することも可 能です)。必ずご確認していただき、遺漏なく届出を行ってください。

記

- 1 提出期限
  - 令和6年4月15日(月)17時
- 2 届出がない場合は「減算」と取り扱う項目
  - (1) 高齢者虐待防止措置実施の有無(1:減算型 2:基準型)
  - (2) 業務継続計画策定の有無(1:減算型 2:基準型)
  - ※届出がない場合は「1:減算型」とみなします。「虐待防止措置を実施している」、「業務継続計画を策定している」事業所は、「2:基準型」として届出してください。

対応していない事業所は「1:減算型」として届出をお願いします。

※減算の概要については、厚生労働省資料もご参照ください。

#### 3 対象サービス

### (1) 高齢者虐待防止措置実施の有無

全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売、福祉用具貸与は除く)

- ※訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションについては、令和6年6月1日から減算の対象となりますが、今回同時に提出可能とします。
- ※居宅介護支援については届出の必要はありませんが、要件を満た さない場合は令和6年4月1日から請求時に減算を適用してく ださい。
- ※福祉用具貸与は、令和9年4月1日から適用開始される予定です。

## (2)業務継続計画策定の有無

全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売は除く)

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は、令和7年3月 31日までは減算を適用しないため、令和6年4月15日までの 届出は不要です。

#### 4 届出の方法

下記の掲載先から電子申請により届出を受付します。

「高齢者虐待防止措置実施」及び「業務継続計画策定」が「1:減算型」又は「2: 基準型」を届出してください。

「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」の届出についての ホームページ掲載先

北九州市ホームページ → 「Q。サイト内検索」 → 「ページ番号検索」

→ 半角英数字で9桁「000172272」を入力し検索ボタンを押す

### 5 電子申請URL及びQRコード

[URL]

https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/r6kakunin

#### 【QRコード】



## 6 留意事項等

- ・本件通知による届出がない場合は、令和6年4月サービス提供分報酬請求から、「高 齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」が自動的に減算対 象となります。
  - ・「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」以外の加算については、令和6年3月15日及び4月1日に通知している方法にて、別途ご提出ください。

【担当課】

北九州市保健福祉局介護保険課 TEL 093-582-2771